

# 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

本年度も国土交通省提唱の「年末年始の輸送等に関する安全総点検」が、令和3年12月10日から令和4年1月10日まで実施されます。

これに伴い期間中、各事業所の安全な運行に対する点検及び指導状況等を把握するため、近畿運輸局長から別紙「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目」のとおり「別紙点検表（トラック）」による報告を求められております。

つきましては、年末年始何かとご多忙の折誠に恐縮とは存じますが、別紙「点検表」に実施結果をご記入頂き、令和4年1月14日（金）までにトラック協会宛FAXにてご報告下さいますようお願い申し上げます。

**滋賀県トラック協会**

**FAX            077-585-8015**

令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目  
【自動車輸送等関係】

令和3年11月29日  
近畿運輸局

「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を予防するため、業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性が高まっていることを踏まえ、自動車運送事業者等には早急かつ適切な対応が求められている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

1. 期間

令和3年12月10日（金）～令和4年1月10日（月）

2. 重点点検事項

（1）自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

（2）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況（※）

（3）貨物利用運送事業関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 危険物輸送を管理するための体制整備状況

- ② テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- ③ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

### 3. 点検項目

- (1) 自動車運送事業者及びバスターミナル事業者並びに自動車道事業者については、別紙「安全総点検実施項目」のとおりとする。
- (2) 貨物利用運送事業者については、別紙1「点検項目（貨物利用運送事業関係）」のとおりとする。

### 4. 総点検実施要領

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

#### 【自動車運送事業者について】

- (1) 近畿運輸局及び管内運輸支局並びに兵庫陸運部（以下、「局及び支局等」という。）は、関係事業者団体及び関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
- (2) 局及び支局等は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
  - ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 局及び支局等は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関を訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様式2-1～2-3「立入点検表」により査察するものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、適宜実施するものとする。

#### 【バスターミナル事業者及び自動車道事業者について】

- (1) 近畿運輸局は、関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする
- (2) 近畿運輸局は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
  - ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 近畿運輸局は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関を訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様式2-4～2-5「立入点検表」により査察するものとする。

#### 【貨物利用運送事業者について】

- (1) 貨物利用運送事業者は、様式1「自主点検表（貨物利用運送事業）」（以下、「自主点検表」という。）に基づき、危険物輸送を管理するための体制等の自主点検を行う。
- (2) 自主点検表の貨物利用運送事業者への送付は、公益社団法人全国通運連盟、一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会及び一般社団法人航空貨物運送協会を通じて行う。
- (3) 近畿運輸局は、安全総点検の実施期間中に貨物利用運送事業法に基づく監査を実施する事業者について、併せて立入点検を実施するものとする。
- (4) 立入点検実施者は、立入点検の実施にあたっては、事前に、当該点検の対象事業者に対して、立入点検の内容、自主点検の事前実施依頼及び立入点検時に提示させる書類に

ついて通知するものとする。

- (5) 立入点検は、様式2「立入点検表（貨物利用運送事業）」（以下単に「立入点検表」という。）に基づき、事業者が実施した自主点検の結果について点検事業者の責任者から聞き取りを行うとともに、提示書類の確認及び立入現場の確認を行い、その結果を立入点検表に記録して行う。

なお、立入点検の結果、不備のあった事業者に対して不備事項の改善を指導し、改善の完了予定年月日を責任者に確認の上、立入点検表へ記載する。

**【街頭検査等の実施及び局、支局自らの点検について】**

- (1) 局及び支局等は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上、街頭車両検査等必要な指導及び処分を行うものとする。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。
- (3) 局及び支局等は、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について、点検を実施するものとする。

**5. 報告**

**【自動車運送事業者の点検結果及び期間中の事故等の発生状況並びに街頭検査の実施状況について】**

- (1) 関係事業者団体は、総点検の実施結果について、関係事業者から様式1-1～1-4「自主点検表」をとりまとめ、別紙1（様式3-1関係）「安全総点検の実施結果」により令和4年1月20日（木）までに管轄の運輸支局（陸運部）長あて報告するものとする。
- (2) 運輸支局（陸運部）長は、関係事業者からの報告をまとめ、総点検期間中における事故等の発生状況、自ら実施した総点検の結果及び街頭検査の実施状況並びにこれらに対する所見について、様式3-1「実施結果報告書（自動車運送事業）」（別紙1及び別紙2を含む。）及び様式3-2「街頭検査の実施状況」にとりまとめ、令和4年1月27日（木）までに総務部長あて報告するものとする。

**【バスターミナル事業者及び自動車道事業者の点検結果について】**

関係事業者は、総点検の実施結果について様式1-5～1-6「自主点検表」をバスターミナルは各ターミナルごと、自動車道は各路線ごとに作成し、令和4年1月20日（木）までに近畿運輸局長あて報告するものとする。

**【貨物利用運送事業者の点検結果について】**

貨物利用運送事業者は、総点検の実施結果について、様式1「自主点検表（貨物利用運送事業）」を令和4年1月20日（木）までに近畿運輸局長あて報告するものとする。

自主点検表(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_  
点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。		
	② 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。		
	③ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時にホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(2)	① 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、計画的にタイヤ交換作業を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	② 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪脱落事故が多いことにも留意し、日常点検で確認をしているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	③ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	④ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆の状態を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	⑤ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換作業を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(3)	① 車両総重量8トン以上の自動車について、自社でタイヤ交換作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」で定めるタイヤ交換作業管理表等を用い、適切なタイヤ交換作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合及び自社でタイヤ交換作業を行っていない場合には「○」を記載する。		
	② 車両総重量8トン以上の自動車について、タイヤ交換作業管理表等を用い、増し絞めの結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	③ 車両総重量8トン以上の自動車について、日常点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実施されているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
	④ 車両総重量8トン以上の自動車について、ホイール・ナットの緩みの点検について、以下のいずれかにより実施されているか。 ・点検ハンマーにより打音を確認する手法 ・ホイール・ナットにマーキングを施し、マーキングのずれを確認する手法 ・市販化されているホイールナットマーカ―を活用した、マーキングのずれを確認する手法 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか。締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて啓発活動を行っているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(6)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		

6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	<p>気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(2)	<p>冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(3)	<p>大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
<b>点 検 事 項</b>		<b>点検結果</b>	<b>問題点があればその内容と講じた措置等</b>
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	<p>点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。</p>		
(2)	<p>適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。</p>		
(3)	<p>事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。</p>		
(4)	<p>運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。</p>		
(5)	<p>過積載運行等の防止を図っているか。</p>		
(6)	<p>過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。</p>		
(7)	<p>交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。</p>		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況			
(1)	<p>コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。</p>		
(2)	<p>トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。</p>		
(3)	<p>国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。</p>		
(4)	<p>国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。</p>		

(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。		
4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。